

旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会事務取扱要綱

(設置)

第1条 この要綱は、旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会規則（以下「規則」という。）に規定する旧広島市民球場跡地整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(諮問事項)

第2条 審議会には、次に掲げる事項を諮問する。

- (1) 公募設置等指針（評価の基準を含む。）に関する事項
- (2) 公募設置等計画の評価及び設置等予定者の選定に関する事項
- (3) その他設置等予定者の選定に関し必要な事項

(委員等)

第3条 規則第4条第1項第1号の規定により市長が任命する学識経験者は、公認会計士等の資格を有する者及び公共施設の利活用などに関する専門的知識を有する者とする。

2 規則第4条第1項第2号の規定により市長が任命する市職員は、都市整備局長、経済観光局長及び都市整備局指導担当局長とする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。